

## 第2回 池田市公益活動促進検討委員会 会議録 概要

日時：令和2年10月2日（金） 14：00～16：00

場所：池田市役所 3階 議会会議室

出席：東・井谷・荻野・河田・初谷（敬称略・五十音順）

### 1. 開会

#### ●委員長

- ・事務局の説明に入る前に、前回の振り返りと会議録のポイントを3点紹介しておく。
- ・1つは用語で、公益活動と公益活動団体、中間支援の業務と中間支援の団体が何を意味するのか、一般的な意味合いと池田市における用語の意味。
- ・2つ目がこの委員会の役割。第一回に諮問があったが、非常に包括的に公益活動促進の施策の在り方について、答えを出してほしいという形なので、できるだけ広い視野でこの施策を見るということが目的。
- ・3つ目が、第一回の資料で「池田市公益活動促進に関する今後の在り方（案）」の冊子状のものがあったが、その中には事実の部分と今後の考え方の部分があり、整理しながら議論していければ。
- ・以上3点を踏まえて今日も話し合いたい。

### 2. (1)中間支援について、(2)公益活動団体について

#### 【事務局 一部資料説明】

### 3. 意見交換

#### ●委員長

- ・言葉の整理ということで、特に今日の議論に関係するのが資料3の表になる。これが施設の管理と中間支援を別物として縦軸のところで掲げており、中間支援の中に中項目で内訳がある。
- ・1つ補足すると、いま市事務局が今後の在り方（案）の説明をされたが、これが1回目の時に冊子状で資料として示されている考え方が、この表に丸を打っている。
- ・説明の中に指定管理として委託する分だとあったが、これは市で委託したいと考えているということ。委員会では、より良いあり方や、そのことの適否などが議論の対象になっている。
- ・右側の区分はそれぞれの団体の該当するところに印を入れている。
- ・この資料の1、2、3について何か質問などあれば。

- ・銀行なども中間支援組織のような役割をしているということを前回もお話ししており、中間支援業務というのは民間の非営利の活動に特化したものではない。

●委員

- ・資料3の中間支援業務の表が非常にわかりやすい。この中で施設管理というのが中間支援業務に入っているのか。別で書いているなら問題ない。新しい指定管理者のどこまでが業務なのか。

●委員長

- ・表の作り方として上に見出しとして、中間支援業務と書いているので、縦軸では施設管理と中間支援業務を分けたつもりだが、全体が中間支援に見えるという指摘。表を分かりやすく最終的に考え直さなければと思う。

●委員

- ・資料の2だが、池田市の条例で定める公益活動というのは、基本的に市民が行い、市民のために行われるものなので、市民以外の方が行い市民以外のために行われるというのが重なる場合は、池田市の中の公益活動に当たらないという認識でよいか。

●事務局

- ・当たらない。

●委員長

- ・前回の資料で条例が配られているが、第2条の定義で、「市民が行い、又は市民のために行われる」と並べて書いており、「市民が行い」の方は相手が市民であろうがなかろうが公益活動。「市民のために行われる」は、図解の理解でよいか確認頂いた。
- ・資料1で下の図をご覧いただくと、池田ではという部分と一般的にもという部分が重なり合ったような絵になっている。特に公益活動というのを広く一番外側に書いているが、公益活動促進協議会がする事業は、中間支援の業務であって、自ら公益活動をするのかしないのか、どちらにするべきか。各自治体には中間支援のセンターがあるが、一般的にはセンターがする色々な仕事も広い意味では公益活動と見られる。
- ・公益活動団体は第2条第2項で、「公益活動を継続的に行う法人その他の団体」と書いている。継続的という理解をどの程度と見るかにより、一時的に公益的な活動をしている団体も、世間一般的には公益活動をしていると見えるが、池田市の公益活動団体にそれが入るか入らないかが登録団体との関係でも話題となるところ。
- ・公益活動促進協議会の活動について、紹介して頂きたい。

#### 4. 関係者意見聴取

●関係者

- ・現場の話を聞いて頂けることに御礼を申し上げたい、また現場の現状を踏まえて委員会でより実効性のある制度設計をして頂けたらと期待している。

- ・2018年にトアエルという愛称をつけた。「と、あえる」という考え方で、新しい人・新しいことと出会える、あるいは和える・混ぜるという意味もある。色々なものが混ざり、新しいものを生み出すという意味や我々の役割を込めてトアエルという愛称をつけた。
- ・行っている事業の内容だが、基本的な事業と広報活動、あとネットワークに分けて記載しているが、どれが指定管理の業務で、どれが補助金・助成金業務なのか、あるいは自主事業なのか分かるように右側の表に丸を付けている。
- ・基本的な事業として、施設の管理だが、公益活動促進センターの管理運営をしている。公益活動団体事務があり、登録をしたい団体に対する対応や、あるいは登録するときの書類作成の手伝い、登録した後の変更手続きなどを行っている。
- ・あとは助成金関係の申請の受付をしている。併せて条例にも記載があるが、理事会で考えて団体に関する意見をつけて返す意見具申や、助成金に関してもこういう制度にしたほうが良いと提言している。
- ・コミュニティセンターの管理運営も施設管理になるが、公益活動促進センターが入っている施設で、雑居ビルのような形になっており、全体の管理運営をしている。市からの直接の委託ではないが、指定管理者である管理運営委員会から委託を受けて実施している。
- ・届出団体の受付だが、登録団体になるのはなかなかハードルが高いが、そうではなくてこれから活動していきたいという個人も含めて、いろいろな支援サービスを我々から提供していくための届出団体の受付をしている。
- ・事務の代行だが、任意団体は連絡先が代表者宅になることがあり、団体が連絡先として使える電話番号や住所を提供している。郵便をメールボックスに入れたり、問い合わせの電話を受けたり、FAXの受信、イベントの参加申し込みの受付をしている。
- ・印刷の代行として、印刷依頼があれば印刷している。
- ・ロッカーの賃貸として、センター内にロッカーを設置して利用していただき、活動をスムーズにしている。
- ・また、物品のレンタルとして、プロジェクターやスクリーン、ビデオカメラやワイヤレスマイクなどレンタルを行っている。コロナ禍で非常に増えてきたオンライン関係の機器は、今年度中は無料で貸している。
- ・公益活動団体等への助言は、いわゆる相談業務だが、団体の設立や活動場所の確保、運営、広報、イベント開催など相談を受けている。
- ・顕彰事業は、あまり頻繁には行っていないが、15周年や10周年などのタイミングで公益活動に寄与した団体や寄付者に対し表彰を行っている。
- ・広報やネットワークに関係する事業としては、情報誌トアエルを発行し、公益活動団体を紹介したり、団体のイベント情報を掲載したり、有益と思われる情報を掲載し、年4回発行している。またイベント関係のチラシや団体から要望があれば、挟み込んで発送している。
- ・メールマガジンだが、登録者に対し助成金やイベント・セミナーの情報を不定期で発信し

ている。

- Facebookによる情報発信は、当会もFacebookページを設置しており、イベント情報や団体支援に関する情報を発信している。
- ウェブサイトの運営は、当会のウェブサイトで様々な情報を提供しており、池田市の様式も含めた様式集を作ってダウンロードできる。
- トアエルカレッジは、講座やワークショップといわれるもので、市役所の人に来ていただくなど、いろいろ講座を実施している。
- トアエルマーケットは祭りのようなもので、屋外で行っているイベントだが、公益活動団体によるフリーマーケットや模擬店を通じて資金調達をして頂き、団体の活動体験やステージの発表などで団体認知度の向上やメンバー補強を目的としたイベントである。トアエル文化祭は、公益活動促進センターやコミュニティセンターを知って頂くイベント。
- その他の自主事業、ネットワークへの参画としては、1番目、「まちナイト」だが、これは我々と「人・もの・コト研究所」、「Code for IKEDA」との共催事業。いわゆるトークイベントで地域で頑張っている方を招き、司会者とトーク、そのあと講演会でやるようなトークイベントになっている。YouTubeでも流している。
- 北摂各市が運営しているセンターの団体と共催しているが、コロナで定額給付金を地域に還元したいと声があり、寄付を募って団体に補助する趣旨で始まった県域をまたいだ連携プロジェクト。
- 里山遊び隊は、子どもたちを五月山という池田市のシンボルに連れて行く事業で、実際に五月山に行ったことがない子どもたちもいるので、地域の愛着を醸成する意味でも実施している。実施するにあたり、自然体験プログラムをいろいろな自然関係の公益活動団体をお願いして一緒に提供している。この事業は、今年度文部科学省が委託事業として実施をしており、先ほど委員長から、当協議会がみずから主体的に事業をするのかという話があったが、当会の規則の中で、自らも事業を行うということが記載されている。
- 大阪大学留学生ホストファミリープログラムの協力は、留学生の受け入れ家庭を探す手伝いをしている。
- ネットワークの参加としては、KNN（関西NPO支援センターネットワーク）や、先ほど北摂のプロジェクトがあったが、北摂地域市民活動支援センター交流会に参画している。
- 成果と課題は、1番目が広報活動で、先ほど愛称の話をしたが、認知度向上や情報発信、その他様々な情報ツールを増やしており、公益活動促進センター及び当会の認知度向上に努め、更に情報発信を向上していかなくてはいけないと思っている。
- 2番目が団体の発掘育成で、公益活動促進センターや当会の存在が知られていないということもあるかと思うが、いろいろな団体に我々からアプローチすることが必要と思っており、施設内で施設管理しているだけでなく、外に出て団体に会いに行かないといけない。特徴的な活動として、最初は地域で活躍する人に声かけし、国の助成金を使えないか考える会を持った。助成金自体は活用が難しいとなったが、それぞれが実現したい活動や協力

できることを検討する、助成金を検討する中で多様な方々との交流の場を提供する「いけだんち」という団体を立ち上げた。その流れで、研究事業として、「ママが働きやすい社会研究会」というのを企画した中で、考えるだけでなく、本会の職場を活用して、社会実験的にお母さん方を雇用するということにつながっていく。

- 3番目として企業との連携だが、以前は市内の企業がどんな社会貢献を行えるか検討し情報交換する取り組みがあったが、中心となっていた担当者が異動になり打ち切りになった。現在は先ほど紹介した「まちナイト」の事業を通じ、事業者と知り合い、当会の情報発信をし、情報収集のネットワーク作りを行っている。
- 4番目の学生とのコラボレーションだが、大阪大学留学生の話があったが、間接的な支援はあっても直接的な支援はない中、必要と思っており、長く学生と商店街の活性化に取り組んでこられた方を理事に迎え、具体化を検討している。
- 5番目の地縁組織への支援は、地域コミュニティ推進協議会の会長が集まる市主催の会合へ出席、また2つのコミュ協が登録団体になっており、少し相談を受けたり、コミュ協に出向き、登録団体の仕組みを説明したり、情報誌で少し記事掲載をしたり実績はあるが、具体的な支援にはつながっていない。
- 6番目の社協やボランティアセンターとの連携は、特集記事を情報誌に掲載したことはある。これから交流が必要という認識は持っており、以前より声かけはしているが、なかなか企画がまとまらず、コロナ禍になり実施ができていないが、折を見て実施していきたい。
- 以上、成果と課題としてご紹介させて頂いた。
- 次に、今後の話として、まず1つ目が我々中間支援組織として、いろいろこんなことがしたい、こんなことが問題でどうにかしたいと思っている方に来ていただき、みんなでその課題を解決し、やりたいことが実現できるような組織にしたい。みんなで考えるというのは、当会のメンバーということもあるが、その他のメンバーも場合によっては入って頂き考えていける場になればと思っている。それは1つではなく、先ほども中間支援組織がいくつもあるという話になったが、私たちだけではなく、そういう団体を作っていく、町中にそんな団体が多くできたらいいのではないかと思っており、様々なところへいろいろなやりたいことや問題が持ち込まれ、みんなで考えていくことを目指すのが、一つの方向だと感じている。
- 2番目に、中間支援の施設に指定管理者制度が馴染むのかなと思っており、市民活動をしている方から市役所の担当者が変わり、話を通じにくくなったと耳にするが、時間をかけて人間関係や信頼関係を作っていく中、それを伝達するのは難しい。
- 北摂のプロジェクトの話をしたが、少し県域を超える活動もやったほうがいいのかと考えている。
- 次に決算報告については、市からの指定管理、委託事業、補助金、助成金の事業があるが、事業により収入と支出に分けて記載しており、収入については指定管理事業が大きな収入源になっている。

- ・公益活動団体事務は、団体の事務にあたっての委託料。
- ・市からの補助金は、主に情報発信にかかわる活動や講座関係に使っている。
- ・助成金事業だが、市の仕組みで寄付があったら同じ分を市役所が積むという仕組みがあるが、寄付収入が少なくなれば少なくなる仕組みの助成金で、講座を一回行う程度の金額になっている。先ほどご紹介した事務代行やロッカーの貸出などで少し収入がある。
- ・民間受託事業収入は、コミュニティセンターの指定管理者からの委託料。
- ・支出の部分は、同じような項目で必要経費をあげている。ほとんどが人件費にあたるかと思う。

#### ●委員長

- ・最近お考えの点は、我々が議論しているところと通じる論点があり、考えさせられる問題。
- ・公益活動促進協議会が実際どういうことをなさっているかを改めて教えて頂いたが、お話しいただいた内容について、自由に質問を。

#### ●委員

- ・想像している以上にいろいろなことをやっているというのが正直な感想。
- ・基盤的事業の方では市の補助金・助成金とあったが、我々も営業活動していく上で、最近補助金や助成金、雇用調整助成金がキーワードになっている。最近では中小企業事業者向けに、従業員5人未満の中小企業者に5万円程度補助金を渡すと出ていたと思うが、そのようなことを情報発信するのも公益活動の中間支援の中で業務にあたるのか。違えばご指摘頂きたい。
- ・企業規模が小さくなるとそれぞれ一生懸命仕事しており、ホームページで調べる方はなかなかいないと思うが、そのようなところに案内できる道があるのではと思い質問する。

#### ●関係者

- ・我々の業務かは、少しわからないが、例えば登録団体の中では、NPO法人で持続化給付金を取られるという話があり、我々の関係団体の状況を想像し、メールマガジン等で必要な情報は事業者向けでも発信した。あとは全国的に関西でもだが、支援の対象に入らない団体があるので、例えば大阪府知事あてにお願いをすることなどに協力している。

#### ●委員

- ・ボランティアセンターは、補助金や助成金の話はできず、私共が行っているボランティアが、NPO法人等の団体ではなく地域の方の活動なので、そのような相談はないが、連携して提案できたらと思う。
- ・地域の実情はどうなのかという質問が来ているか。
- ・公益活動の団体事務の書類作成などされるにあたり、手伝いをしていると思うが、その中でNPOなどが地域とのつながりなどを相談に来たりしているか。

#### ●関係者

- ・地域とのつながりでいえば、例えばこんな活動やっている人とつながりたいなどはある。
- ・例えば発達障がいの方の支援で、接し方のレクチャーができる学校の先生が来られ、対象

がどういう人か、どこに相談に行ったらいいかという際、ママのスタッフと一緒にしてもらい相談に対応している。具体的にどこにつなぐかは人それぞれ。このような相談は多くもない。活動場所の相談事はよくあるが、地域のこんな人を紹介してほしいという具体的な話は余りないと思う。

#### ●委員

- ・トアエルという雑誌の発行部数が知りたい。またメールマガジン対象者が何名ぐらいか。
- ・サロン管理とあるが、サロンとはどういうものか。
- ・支出の中で、センター管理、公益活動団体事務、管理費に人件費がそれぞれ入っているようだが、民間企業では一般管理費として、人件費を1か所にまとめて出すのが通常だが、人件費がトータルでいくらあるのか。

#### ●関係者

- ・情報誌の発行部数だが、印刷部数は5,000。メールマガジンの登録者数は、170程度のアドレスが登録されていたかと思う。
- ・サロンだが、先ほどコミュニティセンターが雑居ビルの様になっていると述べたが、そのうちの1つの施設として男女共生サロンというのがある。こちらの管理も我々がしており、サロン管理という金額はそれにあたる。
- ・人件費だが、総額の数字を持ち合わせていない。管理費の中の人件費と被っているのかという話だが、管理費の中に含んでいるのは、当会に関する事務を行うための人件費で、センター管理や団体事務に人件費が入っているのは、この業務に関する作業にあたっての人件費という形で入れている。

#### ●事務局

- ・トータルで約だが、総収入2,423万5,000円に対して令和元年度の人件費は、約1,600万円になっている。

#### ●委員

- ・補助金、指定管理料、助成金などは各々用途目的が決まっているお金のはずだが、決算を見れば自主事業に人件費がついていない。大きな問題で、今お話しいただいたのは団体の成果か、それとも事業の成果か。指定管理をされているセンター管理・サロン管理・公益活動団体の事務という各々の成果が見ることができない。今お話頂いたのは公益活動促進協議会自体の成果とを感じるが、お金はすべて市からのお金となっている。この団体の用途目的が決まっていない収入が、自主事業収入の127万6,240円、支出が管理費84万1,364円。指定管理や補助金のお金で自主事業を行っているということか。
- ・そもそも公益活動促進協議会が条例で設置されていることにより、用途目的が決まっているのにほかの事業に使わざるを得なくなっているのではないかと危惧をしている。
- ・先ほど公益活動の話をしたが、これは池田市民が池田市民のために行われるような活動が大事だとお話を伺った。先ほどの事業の成果で県域をまたいでいるとあったが、市が払っている金額の中から他市にまたがることを積極的にされるのが、もう不可能になって

きているのではないかという懸念がある。

- ・収入の部分それぞれの人件費だけではなく、内訳がわからないので、人件費は先ほどお話があったが、例えばトアエル発行の5,000部にいくらかかっているのか何もわからない。事業に対しての報告書は市の方もお持ちになっていると思うので、事業報告書及び決算書は後程見せて頂きたい。
- ・ロッカーの賃貸だが、指定管理で無償で場所が貸与されていると感じるが、それで合っているか。そこを又貸して、自主事業に使用料を入れるのは、おそらく正しくないと思う。公益活動団体等への助言が何件しているか、本日はわからないと思うので、後々お答えいただきたい。
- ・トアエルの発行で、他団体の情報を挟み込みしているとあったが、これも市の補助金・助成金の条例等があると思うので、どんな団体の情報を入れてもいいか、郵送費がかかってくることなので、どうなっているのかを緻密にみて頂ければと思う。
- ・お母さま方が、社会実験として勤務をされていることもどうということかと思う。

●委員長

- ・経費の問題と無償貸与の問題、実績などの問題の大きく3つと思うが、今日は手元に詳しい資料をお持ちでないかも知れないので、大体こういうことだとお答えいただけたら。

●関係者

- ・自主事業と指定管理事業のところになるが、指定管理の仕様書の中身がかなり施設管理の方に偏っており、ソフト事業に関しての記載が余りないが、単に管理してればいいのかというところではないだろうということで、自主事業的に実施をしているというのが実情かなと理解している。
- ・市内の活動に限るとということについては、他のセンターとの連携事業や情報を活かすということをやっていたらと思い活動をしており、その厳密な線引きというような認識は私の方では特になかったので、このように参画している。
- ・ロッカーの無償貸出に関しては、目的外使用の届出をし、実施を認めて頂いている。

●委員

- ・お金は市に入っているのか。

●事務局

- ・目的外使用の許可を出しており、使用料については、ロッカーの収入がかなり安めに設定しているので、公益活動の一環として減免措置をしている。

●委員

- ・ロッカーの収入は。

●事務局

- ・収入は自主事業なので、公益活動促進協議会に入っている。

●委員長

- ・当委員会として、公益活動促進協議会の活動について共有したいという思いと、これから



我々が考えるいろいろな課題に対し、市が考える改善策で本当にいいのかも含めて議論しないといけないことから今日は出席いただいた。こういう点が課題だと率直におっしゃっていただいたことは参考になった。

- ・条例第19条で公益活動促進協議会の処理すべき事項として1から6までであるが、今日の資料の基盤的事業や広報事業のどれに概ね対応するかというと、条例第19条第1号の「市に対する提言」が、基盤的事業の意見具申で、助成金をこうしたらいいのではないかな等の提言部分が該当する。第19条第2号の「団体等への助言」は、基盤的事業の公益活動団体事務でいろいろな団体とやり取りをする中で行われ、また団体等への具体的な相談事業として行われている部分が該当すると思われる。第3号の「人材育成」が、広報ネットワークの(5)のトアエルカレッジなどが具体的にそれにあたる。第4号の「情報提供」いわゆる広報的なことが、広報ネットワーク事業の(1)から(4)の色々な手法を駆使しているところが該当する。条例第19条第5号の「顕彰事業」が、基盤事業の(10)に該当する。
- ・これらに充てられている財源は少し違ってくるが、条例上、公益活動促進協議会としての仕事に該当する仕事をしていることは伺える。その上で、ご質問があったように、それをどの程度するのか、そのための資金循環がどうなっているのかは議論しなくてはならない課題。

## 5. (1)中間支援について、(2)公益活動団体について

【事務局 一部資料説明】

## 6. 意見交換

### ●委員長

- ・資料5の左上の経緯現状のところ、2001年4月にこの条例ができ、協議会が発足し、7月にセンターがオープンした。実は2002年の3月に、条例8条1項で市が公益活動の促進に関する基本的な方針を定めるという項目があり、定められた基本方針がホームページで今も掲げられている。条例と方針をセットで見ないといけない。
- ・その基本方針の中に、登録制度について審査基準は柔軟にしよう、公益活動促進協議会は中間支援が本分なので、自主事業で公益活動を行う場合は他の団体と同じように市は扱うべきだという表現がある。指定管理者制度ができてから、表現を見直して整理されたものが出ている。
- ・これも併せて検討材料にしないといけないのと、促進協議会の収支の資料を見て頂いたが、我々が議論する公益活動促進センターの指定管理という点では、2階の一部分になる。1階は、別の指定管理を受けており、促進協議会と一緒に管理しているので、予算上も出ている。コミュニティセンターは、3階・4階部分だが、これは別のところが指定管理を

し、実際は協議会が管理している。その結果、実態上、協議会は1階から4階まで実際にはフォローしているが、公益活動促進センターの指定管理というのは2階の一部分となる。

- それを前提に、今日の目的の一つは、団体の整理の部分はどう考えていくべきかという資料4の下部になる。もう一つは、中間支援業務と指定管理業務の組み立てをどうするか。資料5にあるA案、B案は両極であり、実際には色々な議論をしていく中で、意見が付け加わることになると思うが、A案は第一回の時に市としてこうなればと考えていること。ただ、それだけが良いか悪いか議論するのでは委員会としてふくらみが出ないので、B案という形で、A案が本当に大丈夫か、B案を合わせて検討する形となっている。

#### ●委員

- 中間支援業務の業務ではなく、施設管理の部分は基本的に別発注で出したほうがいい。その方が競争関係を確保する意味で、中間支援業務でいろいろな提案を出して頂き、競うように。それ以外の要素である施設の管理が入ると、公正な競争を阻害することになりかねない。

#### ●委員長

- 今日は、A、Bどちらかにしないといけないという議論ではなく、モデルとしてAやBがあったとき、どういう問題があるか掘り下げて議論するのが目的。
- 委員がおっしゃったように、施設管理と中間支援業務の性格がかなり違うので分離し、中間支援業務において、競争関係をきっちりつくることをしないといけないのではないかとということ。

#### ●委員

- 私共も池田市保健福祉総合センターの建物の一角に入っている組織となる。違うのは、中間支援業務も保健福祉総合センターの指定管理も行っているが、一括して契約として請け負っておらず、中間支援業務は社協が委託として受ける仕事ではなく、団体の定款で定められている業務。
- 現状、保健福祉総合センターには、色々企業が入り、その中で施設管理の経験がある社協が、同時に並行して指定管理の施設管理もしている。その中で指定管理と中間支援をどうするかだが、新センターの指定管理業務に書かれているのは、定期清掃や設備保守点検、警備委託などは予定していないということだが、私共はこれらの業務も業者選定しており、その上で業務としては正規職員が1人担当し、非正規職員が5人ほど受付の窓口などを行っている。一緒にやっていると、場所の確保の都合がつけやすく、相談にきた方をスムーズに案内しやすいというメリットはある。
- ただ、団体が固まってしまうと、デメリットになるので、一つに固まらないという点も大切。

#### ●委員長

- 指定管理業務の方に今の施設管理や使用許可だけでなく、定期清掃や警備も含め指定管理

にすること、それは事業者に委託するという形。性格が異なる中間支援業務については、社協の場合は本来業務、社協の存在意義として、中間支援自体が仕事として一体化している。業務的には別だが、担い手としては一緒にする方が利用者は便利ではないかという意見。ただその競争環境をどう確立するかというのは課題という話だった。

●委員

- ・やはり競争の原理が働いて適正な競争という事ならば、Bがいいのではと思う。一方、決裁に関するスピードだと、分かれていると情報の集約や連携のスピードが遅くなると考えられるので、一体化してやる方がいいので、一長一短ある。スピード感や連携感を取るのであればA案、適度な競争を働かせていくのであればB案の方がいいと感じた。

●委員長

- ・今の3委員のご意見をまとめると、業務的には別でそれぞれに担い手を募る可能性があり、しかしそれが一緒のところを取るという可能性と、分かれるという可能性とがある。A案とB案で分かれたときに連携のしにくさもあるだろうが、別れることもありとして競争環境の方を優先するという考え方もあるという話。
- ・難しい問題だが、実際に運営された経験から、このあたり日々お考えだと思うがいかがか。

●委員

- ・実際に指定管理している当事者が、委員会に同席されている中での議論は初めてで、次回から無いようにしていただければ。
- ・1つは協働推進団体をどうするのか。登録団体と届出団体を一緒にすると書かれているが、この協働推進団体を市が設定するようになっており、選定基準を明確に作るのが大変だが、しなくてはいけないと思っている。実際指定管理をやって、市の方が認定する際、ハブの役割を担っているが、市に直接持っていくとどちらかという付度になりがちであり、そこをハブの機能を持たせられるよう中間支援いわゆる指定管理者が整理する。そのためには行政もきちんと基準を作るのが大事。
- ・2つ目の中間支援の話で、皆様のご意見A案、B案両方ともごもつともで、私もどちらも考え方としてあると思っている。現在の指定管理業務の中で中間支援機能を持たすことは、全国でもできる場所は沢山はないと感じる。施設管理をし、中間支援業務をし、他と連携をし、法人設立の相談をし、大学などと連携することをいっぺんにするのはなかなかしんどい。例えばそのような場合、一社選定ではなく、コンソーシアムを組み、PFIのようにそれぞれの専門家が一緒になり、事業体として手を挙げてくることも考えられるとA案の中では思う。代表とほかの専門分野をくっつけて一つでというのも案。だからといって、どちらかでなければという事ではない。

●委員長

- ・団体の方について、余り意見が他の委員から出なかったが、ご指摘頂いたように登録団体のハードルが高いという話があり、だから協議会として独自に、届出団体を前段階で作って、活動したいという方々にまず届出団体になりましょう、そして登録団体をめざしまし

ようといった案内もされている。

- そのような現状で、この条例上の仕組みが肅々と今まで来たが、改めて条例の目的を読むと公益活動促進だけではなく、条例では同じ価値で第1条のところで、「自主的かつ主体的な公益活動を促進するとともに、行政と公益活動団体との協働を推進し」と書いてある。池田市がモットーとしているのは、市民の公益活動が促進し、これを市は応援するというのが一つ、もう一つは市と色々な団体が協働する、これをしっかりやると条例にはある。ところが、この登録団体の仕組みが協働の方につながっていない。それを事務局も悩んでおり、先ほど協議会の方から説明があったときも、登録団体になるのは、自分たちが公益活動を進めていく上で、利便性がより高まるという案内になるが、市の各部局と仕事としてどうつながるかが希薄なので、(仮称)協働推進団体に改めるというアイデアとなった。
- ただ、今言っていたように、これを単に市が選ぶとすると、なかなか協働推進団体自体も数が伸びなくなるかもしれない。そうするとその基準をどう決めるか、何をもって協働推進団体とするかを考えないといけない。何故協働推進団体のようなものが必要かという、新しいセンターや共同利用施設など施設の利用において優遇をすることが、今は無料使用になっている。制度の当初は無料使用という言葉は出てこず、利用の優遇を図るというレベルだったが、それが運用上無料使用になっている状況。ただし、それは施設の性格に応じてそうなるだけで、施設の性格が全然違うものは、優遇はないというルールで運用されているので、一定のけじめはある。
- 協働をもっと増やすにはどうすればいいかという事についてご意見を。

#### ●委員

- 私共ボランティアセンターの登録団体と、市の登録団体がかぶっているところもあり、いかに加入する団体を増やすのか、そのためにどのような定義づけや、どういった形で決めればいいのか。私共の団体の定義は簡単で、補助金が出ないからでもあるが、5人の名簿など申請書類をいくつか用意すれば受け付けることになっている。補助金や助成金の申請が絡むのであれば、申請・審査の基準は詰めないとダメだが、基本的にはまず登録してもらおうと団体や活動の把握につながるの、そこから判断できることや分析できることもあり、入口は広くとった方がいいと思う。

#### ●委員長

- 条例ができた2001年度末に作られた行政としての基本的方針の各論に、登録の話が出てくる。登録の手続きを見ると、市として最初の思いは、次のように書かれている。登録することだけでは別に団体にとってメリットは大きいわけではない。登録された団体が市の事務受託の選定先になる、つまり協働や、助成金の対象になる活動を行って初めて、施策として大きな効果が生まれてくると書いている。これをもって基本的方針としている。条例制定当初は、公益活動活性化のために、ある程度沢山の公益活動団体が登録されるように持っていきたいと書いている。だが、現実の登録基準は、委員がおっしゃったように基準以上にいろいろ書いてあり、クリアするのはなかなかハードルが高い。そのため、

登録団体の前段階の届出団体まで必要になってきたというのが経緯である。

- ・今の話を踏まえて、今後は事務局の説明にもあるように、公益活動は企業もやっているから、今だと登録団体にしか認められていない助成金の申請や協働事業の提案もどんどんしてもらえるようにしたいという案。

#### ●委員

- ・協働するにはどうしたらいいか、市とどうつながっていくかという話だが、民間企業でも ABCD と色々な事業があって、ターゲットとしているところは多分同じところになっていると思う。ABCD それぞれ担当者がいて、それぞれ情報が吸いあがり、A だったら A だけで完結し BCD に展開されないケースがあると思うが、例えば ABCD を集約できるようなところがあれば情報を全部吸い上げて、そこで A の案件だが、BCD でも連携できないか、一つの先に対して同じような目線で共に働けないか。それをもって例えば C と一緒に連携するという責任者、位置付けができれば、協働というキーワードに近づくのではないか。

#### ●委員長

- ・やはり得意なことはそれぞれにあるので、組み合わせて、例えば指定管理のケースでも、単体で応募するのではなく、得意技を持っているところがそれぞれの業務に対応する共同事業体のような形で応募するなど、グループ同士の競争環境というイメージもあるという話だった。今委員がおっしゃったのも、協働事業も 1 企業と市が相對するよりは、テーマに応じて企業も NPO もいろんな団体が居ながら、どこかが軸になって協働することが考えられるのではないかということ。

#### ●委員

- ・実際、登録がどれほどの意味があるかということもあるが、行政が市内のいろいろな企業や団体の活動を日ごろからモニターし、例えば登録あるなしに関わらず、今度こういう事業があるから入ってくれないか呼びかけのような制度はどうか。登録がないと入れないのでなく、逆に日ごろから指定管理者や市部局が、非常に敏感になれば登録制度以上の実効性があるものができるのではないか。

#### ●委員長

- ・当事者が居るところでこのような話をしているのかという話はあるが、私はむしろ議論のプロセスは、全部傍聴してくださっている方もあるので、当事者が議論を分かった上で感想も述べて頂ければ十分良いことだと思っている。
- ・団体について、今の枠を緩和して広く捉えて、今、委員も言われたように、普段から協働できそうなところをもっと視野を広げてキャッチし、情報として把握する業務はなかなか大変だと思うが、仮にこういうことを広げていくとなった際、逆に中間支援業務の方にどんなことが求められ、必要になってくると思われるか。

#### ●関係者

- ・中間支援の役割は、いろいろな団体の情報を把握する必要がある、市役所の中身もある程度分かっておく必要があると思っており、リストを作る話もあるようだが、中間支援組織

が情報をしっかり把握しておき、つなぎ役として、ある特定の団体がどこで協働すべきか、それは1対1でない可能性もあり、その団体が何をやりたいのかに合わせて、つなぐというような役割を担う。基準を広くしていくと団体の信頼性も少し下がることもあるので、そこを丁寧につないであげることが必要と思う。

- ・幅広く団体を把握することになった場合、先ほどA案B案の話があったが、中間支援組織が情報収集もかねて窓口業務ができるというメリットはA案にあると思う。

●委員長

- ・各団体のところに定期的に足を向け、いろいろなニーズをキャッチしたりされているか。

●委員

- ・西宮市内のNPO法人と登録団体は全部行っている。200団体あるが、1件1件自宅にしかNPO法人の主たる事務所がないところも多いので、全部行ってお話を聞いている。

●委員長

- ・このような業務が実際書けば1行だが、きめ細かくいろいろ求められる。そうした新たな中間支援業務もなかなかのボリュームですので、新しい仕組みでどうしていくかは、次回引き続き検討していきたい。